

多摩市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の推移(見込)

年度	医療分			後期支援分			介護分			医療分+後期支援分			※後期高齢者医療保険料			旧ただし書所得200万円保険税(料)比較(円)			年金収入240万円保険税(料)比較(円)		年金収入80万円保険税(料)比較(円)	
	所得割	均等割(円)	限度額(円)	所得割	均等割(円)	限度額(円)	所得割	均等割(円)	限度額(円)	所得割	均等割(円)	限度額(円)	所得割	均等割(円)	限度額(円)	40~64歳	~39歳 65~74歳	75歳~(後期)	65~74歳	75歳~(後期)	65~74歳	75歳~(後期)
20	4.2/100	15,000	470,000	1.3/100	10,000	120,000	0.96/100	6,000	90,000	5.5/100	25,000	590,000	6.56/100	37,800	500,000	160,200	135,000	169,000	72,800	94,800	10,000	3,700
21	↓	19,800	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	29,800	↓	↓	↓	165,000	139,800	↓	77,600	↓	11,900	↓	
22	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	7.18/100	↓	↓	↓	↓	181,400	↓	100,200	↓	↓
23	↓	↓	500,000	↓	↓	130,000	↓	↓	100,000	↓	↓	630,000	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
24	↓	23,800	510,000	1.4/100	↓	140,000	1.2/100	9,000	120,000	5.6/100	33,800	650,000	8.19/100	40,100	550,000	178,800	145,800	203,900	82,400	111,300	10,100	4,000
25	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
26	↓	↓	↓	↓	↓	160,000	↓	↓	140,000	↓	↓	670,000	8.98/100	42,200	570,000	↓	↓	221,800	↓	120,300	↓	4,200
27	↓	↓	520,000	↓	↓	170,000	↓	↓	160,000	↓	↓	690,000	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
28	4.85/100	24,800	540,000	1.55/100	11,000	190,000	1.35/100	10,000	↓	6.4/100	35,800	730,000	9.07/100	42,400	↓	200,800	163,800	223,800	91,300	121,300	10,700	4,200
29	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
30案1	5.08/100	26,000	580,000	1.63/100	↓	↓	1.47/100	10,700	↓	6.71/100	37,000	770,000	9.27/100	43,800	620,000	211,300	171,200	229,200	95,200	124,400	11,100	4,300
30案2	5.31/100	27,200		1.71/100	↓		1.59/100	11,400		7.02/100	38,200		770,000	9.27/100	43,800	620,000	221,800	178,600	229,200	99,100	124,400	11,400

介護分含む

※40~64歳は医療分+後期支援分+介護分、65~74歳は医療分+後期支援分。

※所得割額は、旧ただし書所得に保険税(料)率を掛ける。旧ただし書所得は、総所得金額等から基礎控除の33万円を控除した金額である。(国保、後期高齢ともに)

※平成30年度は諮問変更案

※平成30年度の限度額は、保険税は税制改正大綱、後期高齢者医療保険料は厚生労働省案

※平成30年度の後期高齢者医療保険料率は、12月11日に広域連合が公表した算定案であり、1月に最終案が示され広域連合議会で決定される。

※旧ただし書所得200万円は、65歳以上の年金収入額換算ではおよそ360万6千円、給与収入額換算ではおよそ358万7千円である。

※年金収入240万円の旧ただし書所得は87万円であり、年金収入80万円の旧ただし書所得は0円である。